

令和 5 年 6 月 5 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 関 三郎

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 インフラ整備等による地元企業及び見附市の活性化の推進

答弁を求める者 市長

インフラの中でも、この度は「公共下水道」について触れさせていただきます。

当市の公共下水道は、昭和 3 9 年 6 月に国の認可を得て整備が開始され、昭和 4 4 年度に見附処理区が昭和 6 1 年度に見附第 2 処理区が供用開始されました。続いて農村地域における快適な環境づくりのため、農業集落排水事業が採択され南部処理区が平成 8 年度、上北谷処理区が平成 1 6 年度からそれぞれ、供用開始となりました。その後、市街化区域内の整備が概ね完了したため、平成 1 7 年度からは市街化区域周辺集落の整備を行うとともに事業の効率化・重点化のため下水道計画の見直しを行い、平成 1 9 年度からは公共下水道などの集合処理方式では施設整備や処理コスト面で不利な区域については、合併浄化槽などの個別処理方式により整備が進められてきて、今年の秋頃には下水道事業が一区切りつくこととなります。

しかしながら、見附処理区が供用開始されてから 5 4 年が経過し、さらに、この間、平成 1 6 年の 7 ・ 1 3 水害及び 1 0 ・ 2 3 中越地震、平成 1 9 年の中越沖地震と大きな災害が続きました。また、見附処理区は「合流式」であり、「分流式」への変更も検討されてきた経緯もあり、不明水対策も実施されてきました。

以上、申し上げた経緯の中で、下水道設備の整備の必要性が目前に迫っており、避けて通れない事実と思われまます。

私が市議 1 期目の 1 0 数年前に議会の産業厚生委員会で見附処理区の合流式を分流式に変更整備を実施した場合の費用を質問したら、概算で 9 0 億円超は掛かるという回答でした。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



しかし、日本はそれ以降、急激な人口減少・高齢化社会に突入しています。これはなにも地方だけの話ではなく、都市部においても将来同じ姿になります。

このようになると、人口が減少する市区町村の税収は減り財政は厳しくなり、道路・上下水道などインフラの整備もままならない状態になることが想定されます。人口減少が始まるのは不便なところからであり、立地が良い場所はそれほど人口は減りません。そこで、国は「コンパクトシティ」の概念を打ち出し、立地の良い場所に「集まって住む」ことを政策として推し進めてきました。集まって住んでもらうと、インフラ整備や行政サービスの効率が上がるのは明白だからです。これらの政策を後押しするのが平成26年5月1日に施行された「改正都市再生特別措置法」で「コンパクトシティ法」と言われるものです。

現状の見附市の下水道設備を国が推し進める「コンパクトシティ法」に準拠して効率よく改善していけるかが大きなターニングポイントになると思われると思います。以下質問致します。

1. 下水道の事業環境について

下水道を支える職員体制について伺う。

- (1) 地方公共団体の下水道担当職員は平成9年のピーク時の6割弱まで減少と言われるが、見附市の経緯と下水道部門の事務職員、技術職員（維持）、技術職員（建設）、事務職員別の人員を伺う。
- (2) 現行体制で市で予想されている老朽管路施設対応を始めとする諸施策に対応できるのか伺う。

2. 下水道施設の老朽化対策について

見附処理区では供用開始から54年が経過し、50年の耐用年数を超える老朽管路施設となったが、事故対応型から予防保全型の維持管理への転換が必要と思うが市の考えを伺う。また、他の自治体で、下水道の点検・調査・修繕・改築を進めるために採用され始めている「下水道ストックマネジメント計画」を研究され採用される考えがあるのか伺う。

3. 下水道施設管理について

下水道台帳の電子化及び維持管理情報のデータベース化の取り組み状

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

況はどうか伺う。

4. 持続可能な下水道事業とするための取り組みについて

私たちの生活を下支えしてくれている下水道設備は、大きな転換期を迎えています。

インフラの整備には大きな財源が必要です。多くの人口を抱え税収の多い地域ですら、下水道料金の値上げに踏み切っていることを考えると、これからは各自治体下水道料金のアップは必至です。

執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続のための様々な取り組みが必要となります。

以下質問します。

- (1) 支出抑制について具体策を伺う。
- (2) 収入改善について具体策を伺う。
- (3) 市内関連業者団体から、見附処理区の合流式から分流式への変更の提案をして頂き、事業化の目処が果たしたら、今後、下水道施設管理及び改修は市内関連業者団体に委託する考えはあるのか伺う。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 障害者雇用の先進地を目指して

答弁を求める者 市長

地方公共団体及び民間企業で広く受け入れられるようになった障害者雇用ですが、日本の障害者雇用は、戦争で負傷した傷痍軍人の就職を進めるためにスタートした経緯があり、以降、1960年に身体障害者雇用促進法が制定され、一般就労への促進を図られましたが、障害別による対応の差は大きく違っていました。さらに同年、精神薄弱者福祉法が制定され、障害種別ごとに施策が行われ、知的障害者等の施設への入所が増加しています。次いで、1970年に心身障害者対策基本法が改正されました。この法律の目的は、発生の予防や施設収容等の保護で、精神障害者は除外されています。さらに、1976年に制定された身体障害者雇用促進法は、身体障害者の雇用を義務化しました。これまで努力義務であった法定雇用率制度が義務化し、納付金制度が導入され、障害者雇用促進法の基礎が作られました。

しかし、経済の成長が停滞してからは、国の財政的な問題もあり、社会福祉の基礎構造の改革論議が繰り返し行われてきました。このような中で、2003年に社会福祉は支援費制度に切り替えられ、続いて2005年に障害者自立支援法が制定され翌年から施行されています。それまでは、国からの全面的な保護があった制度も、サービスに応じた負担が求められるとともに、働ける障害者が就労できるようになるための施策も手厚く行われるようになりました。

近年は障害者雇用の変化に伴い障害者雇用促進法の改正が度々行われ、障害者雇用で働く人の層も変化しつつあり、特に最近では精神障害者の求職や採用が増えてきている状況です。

また、医療の進歩などにより、就労を希望する方の中には、障害が重度化している人材も増えつつあります。障害者雇用の求職者の変化に合わせながら、地方公共団体及び企業では多様な人材が働けるような体制を整えることが望まれています。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

今後も障害者雇用率が上がることを想定しながら、障害者雇用を進めていくことが求められていると言えるでしょう。以下質問致します。

1 見附市の障害者雇用の基本方針及び現在、取り組まれている「目玉政策」があったら伺いたい。

2 見附市の直近 3 ケ年の雇用率の実績を伺う。(法定雇用率、2.6%、但し、教育委員会 2.5%)

3 令和元年 12 月 17 日付、厚生労働省告示 第九十八号で「障害者活躍推進計画作成指針」を定め、令和 2 年 4 月 1 日より適用するよう指示が出された。

以下質問します。

(1) 市の計画はいつ作成され、公表されたのか伺う。また、計画の概要を伺う。

(2) 計画作成年次以降の「実施状況の点検結果」を伺う

4 平成 25 年に障害者雇用促進法が改正され、平成 28 年 4 月より、事業主に対して、雇用分野における障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

以下、募集・採用時と採用後に分けて質問致します。

(1) 募集・採用時の事例を伺う。

(2) 採用後の事例を伺う。

ア 業務指導や相談に関し、担当者を決めること。

イ 業務指示・作業手順の示し方の工夫。

ウ 本人の状況に応じて業務量の調整。

エ 職場内での作業や移動の負担軽減。

オ 出退勤時刻・休憩・休暇に関し、通院・体調への配慮。

カ 他の労働者に対して、障害の内容や必要な配慮等の説明。

5. 農福連携による身障者の働く意欲の醸成について

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生き

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

がいを持って社会参画を実践していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。近年、全国各地において、様々な形での取り組みが行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。また、農福連携に関する補助金や助成金制度が整備されてきております。

見附市では、今後市の政策として、どのような事業を考えておられるか伺う。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【3】 葛巻資源回収棟の効率的運用について

答弁を求める者 市長

葛巻資源回収棟(資料1)を頻繁に利用されている市民の方より、今年に入り次のような電話が6本ほどありました。「資源回収棟を利用したら、他の利用者の車と接触しそうになった。利用後は入口のプレハブ庫を回って帰れるようにできないものか。」という内容でありました。私も利用させてもらっているので、市民からの要望はよく理解できました。直近3年間(令和2年～4年)の回収量(資料2)は年平均970トン程度で、1,000トン近くあります。年間休日は3日のみであり、車の往来はかなり頻繁であります。

以下質問致します。

- 1 年間の資源棟利用の車の台数はどのくらいか伺う。
- 2 車の接触事故防止のため、入口と出口を別にする動線とされないのか伺います。
- 3 将来回収棟が建替時期となったら、ドライブスルー方式を採用できないものか併せて伺います。

以 上

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

葛巻資源回収棟



令和 2 年度～ 4 年度 資源回収棟回収量

令和 5 年 5 月 2 4 日
都 市 環 境 課

単位 : kg

| 品目/年度 | R 2 | R 3 | R 4 |
|--------|---------|-----------|---------|
| カン | 40,710 | 45,460 | 42,090 |
| ビン | 99,040 | 101,060 | 100,430 |
| ペットボトル | 62,870 | 68,680 | 64,700 |
| 新聞 | 144,770 | 166,300 | 162,400 |
| 雑誌・チラシ | 263,070 | 284,620 | 258,520 |
| 段ボール | 131,740 | 147,870 | 147,290 |
| 牛乳パック | 6,300 | 7,870 | 9,230 |
| 雑紙 | 115,200 | 103,330 | 125,030 |
| 乾電池 | 7,540 | 16,050 | 5,180 |
| 枝木 | 7,760 | 8,630 | 9,930 |
| 蛍光管 | 2,060 | 2,170 | 1,810 |
| 古着 | 19,860 | 59,400 | 47,920 |
| 小型家電 | 5,940 | 6,120 | 6,510 |
| 合計 | 906,860 | 1,017,560 | 981,040 |

※回収量は、収集業者が葛巻回収棟、今町回収棟で回収した後に、リサイクル業者の計量器で計量するため、合算した値となっています。

小型家電は葛巻回収棟、(株)ノジマ見附店、葛巻地区ふるさとセンター、ネーブルみつけ、各公民館の収集量を合算した値となっています。

都市環境課 環境企画係 担当：坂部、五十嵐
〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番地1号
TEL 0258(62)1700 FAX 0258(62)7062
内線 172